

議案第22号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。</u>以下「職員」という。）の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職員（<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。</u>以下「職員」という。）の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤</p>

<p>手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>	<p>務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>
--	--

(三朝町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 町が職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員をいい、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号</u>に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条以下 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 町が職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員をいい、<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項</u>に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条以下 略</p>

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
第1条～第19条 略 (専従休職者の給与) 第19条の2 <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u> (昭和27年法律第289号) 第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。	第1条～第19条 略 (専従休職者の給与) 第19条の2 <u>地方公営企業労働関係法</u> (昭和27年法律第289号) 第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。
第19条の3以下 略	第19条の3以下 略

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。